

別記

審議概要

1 公開案件の審議

(1) 議案第1号 北海道教育委員会公印規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について

ア 説明員 山本総務政策局長兼幼児教育推進局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【山本総務政策局長兼幼児教育推進局長】

資料1ページの規則案要綱を御覧ください。職員が公文書を作成する際は、平成15年（2003年）10月から導入している北海道総合文書管理システムを利用していますが、本年2月14日のシステム更新により公印審査の手続が変更となることから、現行規則に規定する公印審査票の廃止など所要の改正を行おうとするものです。

続いて、3ページの新旧対照表を御覧ください。改正の内容ですが、これまで、職員が公文書に教育委員会印や教育長印など特定の公印を押印する際には、公印の保管を担当する職員に対し、施行文書と公印審査票を提示して、審査を受けた後に押印していましたが、システム更新により、この公印審査の手続がシステム内で行われることとなり、押印時の公印審査票による審査が行われなくなることから、当該規定の改正や資料4ページのとおり様式の削除を行うものです。併せて、当該様式の削除に伴い、資料5ページのとおり他の様式の名称も改めることとします。

なお、知事部局においても同様の改正が行われる予定となっています。

この教育委員会規則の施行日ですが、システム更新が行われる本年2月14日を予定しています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【青山委員】

そもそも、なぜ公印審査票を廃止しようと思われたのかを教えてください。

【山本総務政策局長兼幼児教育推進局長】

先ほども少し説明をしましたが、現在、職員が施行文書に公印を押印するときには、決定書、施行文書に加えて公印審査票を作成し、審査を受ける必要があります。今後は、この審査をシステムの中で行うことができるようになるので、公印審査票そのものが不要になるというものです。

【青山委員】

事務は、かなり簡素化されるのでしょうか。

【山本総務政策局長兼幼児教育推進局長】

公印押印の件数は、本庁だけでも年間4,500件程度あります。押印の度に公印審査票を作成することを考えると、かなりの事務削減になると思います。

【橋場委員】

現行の規則の第5条第1項と第2項で公印の種類が分かれていると思いますが、公印審査票が必要となる第1項の公印というのは、具体的にどのようなものがあるのかを教えてください。

【山本総務政策局長兼幼児教育推進局長】

現在、道教委では50種類の公印があります。このうち、公印審査票の提示が必要なものとしては、教育委員会の公印が8種類、教育長の公印が2種類、教育局長の公印が14種類の計3区分24種類あります。

その他の26種類については、公印審査票が不要なものとなっています。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。